

【2 生徒指導 (2) 掛川市立桜木小学校いじめ防止基本方針】

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章 総則 第2条)

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のような例があげられる。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれや集団による無視をされる。

ウ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。

エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ひとつひとつの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあるため、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合も考えて、周りの状況等をしっかりと確認することが大切である。

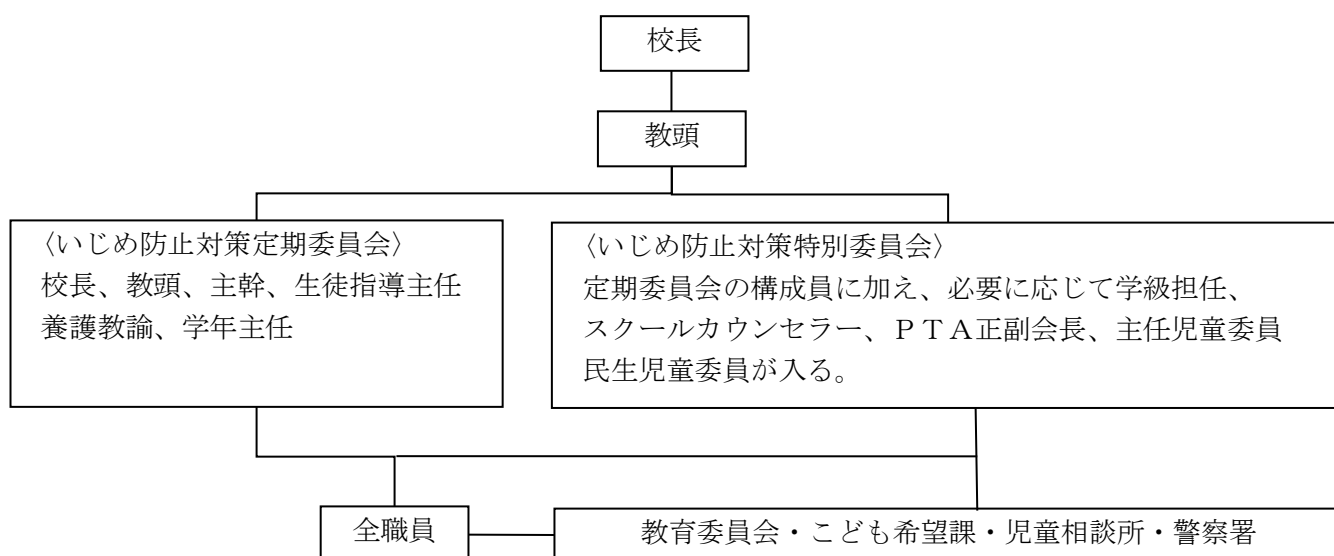
2 いじめ防止対策における組織

(1) いじめ防止対策委員会（定期・特別）を開き、組織として対応する。

※定期委員会は5月、7月、10月、1月に開催する。

※組織図は次ページ参照

【組織図】



(2) 学年会

毎週火曜日を基本として行われる学年会を使って、学級・職員間の情報交換及び共通理解を図る。問題が発覚した場合は、学年主任が直ちに教頭、生徒指導主任に報告する。

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 人権・道徳教育の充実

- ア いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に全職員で努める。
- イ 学校の教育活動全般に於いて、「やりますアクション」を価値付け、児童の自己肯定感を高める。
- ウ 道徳の授業で、生命尊重や公正公平を主題としていじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志、さらに多様性を認める心情を育てる。

(2) 学級経営の充実

- ア 教師と児童、児童同士が互いに認め合い、相手のことを考えた言葉遣いや関わり方ができる「支持的風土」を基盤とした学級経営を行う。
- イ 学級担任は、朝の健康観察や授業、休み時間等で児童の様子を観察し、児童の健康状態や人間関係を常に把握する。
- ウ 人権を無視した言動には、「絶対許さない」という毅然とした態度で指導する。
- エ 児童一人一人の自己有用感を高めるために、係活動行事への取り組みの充実を図る。
- オ 学校や学級のルールをきちんと守る、規範意識を高める指導を継続的に行う。
- カ 年3回の「心のメッセージ」の結果から、児童の困り感や人間関係に変化に応じた対応を行う。

(3) いじめゼロ強化週間

- ア 奇数月の10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」とする。その週の中で、いじめを未然に防止する活動を全校で行う。(活動例：あったか言葉、友達のいいところ見つけ、学年道徳、国際理解等)

4 いじめへの対応

(1) 早期発見

- ア 日常生活における発見
 - ・個人のノートや日記帳などの情報から児童生徒の様子を確認したり、休み時間や昼休みに気になる子に目を配ったりする。
 - ・日常の個々の観察に努めるとともに、教室から職員室へ戻る経路を変えたりトイレなどの死角になる場所の様子を見たりするなど、教職員全員が早期発見に努める。
- イ いじめアンケート(心のメッセージ)
いじめアンケート(心のメッセージ)を年2回行う。すぐに集計をし、いじめの回答があった場合は、すぐに本人に聞き取りを行い、関係児童の指導にあたる。学級・学年間で協力して指導し、生徒指導主任に報告する。問題がある児童、事例は、追跡調査を行う。
- ウ 学年会・いじめ防止対策定期委員会
学年会、いじめ防止対策定期委員会で情報交換を行い、指導体制を整える。

(2) 早期対応

- ア いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの情報を得た場合は、基本的にはその日のうちに「いじめ防止対策特別委員会」を開き、対応策等を話し合う。また、すぐに全職員に状況を伝え、協力を求める。いじめの内容やその対応については正確な記録を残す。
- ウ いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないように学年・学校全体で組織的に対応する。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育活動を続けられるよう、保護者と連携を図りながら進めるとともに、必要であれば一定期間、支援室等の別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会、西部児童相談所、こども希望課、掛川警察署等にも報告をし、連携して対応にあたる。

5 重大事態について

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- イ いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態への対応

重大事態の発生を把握した場合、その旨を教育委員会に報告する。事実関係を明確にするための調査を教育委員会と連携し、速やかに行う。把握した事実関係等の情報は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切に提供する。

作成 平成26年9月8日

改訂 令和5年3月3日